健康保険 家 族 療養費支給申請書

被	被保険者等の記号・番号	事業所の名称				事業所の所在地						受	付		
	(記号) (番号)														
保	 被保険者の氏名	<u></u> け	を受け	た初	好扶養	者の日	壬名等	2							
	(フリガナ))	易合は、療養を受けた被扶養者の氏名等 (生年月日) (被保険者との続柄)												
険					年	 月	П								
					年	Я	Ħ								
者	被保	険	者 0	住	所	•	電	話	番		를				
	〒														
が						Т	ΕL		()				
	傷病名および傷病の経過			負傷(ケガ)は第三者の行為によるものですか											
記	ケガ	は い (別途「第三者の行為による負傷届」を提出してください) いいえ (負傷(ケガ)の原因・状況欄を記入してください)													
н		発病の原因					発病の年月日								
入	病気	\rightarrow								年		月 月	日		
/	 診療又は手当の期間		入院の有無	入	. 院 期 間		Τ:	コルセ	ットを	装着し	た場合	は装着	した年	.月日	
す	年 月 日から		なし		年月	日から			<i>y</i> , <u>c</u>						
9	年 月 日まで	日間	あり ⇒		年 月	日まで				年	月		3 装 🤻	Ē .	
る	診療に要した金額・コルセットの代		<u>診</u> 3 称)	療又は	手当を	· 受 け		医療		関 の	名 科	等			
(A)							(左川	1071人名	, 						
と	田 (所在地)														
۷	ア、治療用装具の装着	/C产生四/	(いつ) 年 月 日() 時 分頃												
,	イ. 他制度で受診(国保・その他/)) マ (どこで)														
J	ウ. 自費で受診 (国内・海外/国名) マ (何をしていて、どのように負傷したか)														
ろ	(やむを得ずマイナ保険証等を	使用で	きなかった理	里由)	ア.私用中	1 イ.仕	中	ウ.通勤	金中 コ	ニ.その化	<u>p</u> ()	
<i>(</i>)															
振	□ マイナポータル等で事前登録し										り欄を	記入。)			
泛先指定口座	注) 口座情報の反映には登録から数日を金融機関名称		口座預金種別・口座番												
指定	銀行・農協		本 店 1. 音	<u></u>	9座 3. ()	(フリ	ガナ)							
口座	信用金庫信用組合		支店 出張所												
				<u> </u>	<u>- ! ! !</u>))を記入し	てくださ	えい。								
	本請求に基づく給付金の受領に関する権限を代理人に委任します。				代理人の氏名								者との	関係	
受				。 (フ!	(フリガナ)										
受取代理	令和 年 月 日														
1、理	被保険者														
人の	住 所		代理人の住所・電話番号												
欄	- A			=											
	氏 名							Т	ΕL		()			
	企 この欄は給付金の受取を代理人に	工委任す	る場合のみ記	入してくだ	さい。										
叔															
	(被保険者等の記号番号を記入した場	合は不	要です)												

◎ 申請書に必要な添付書類

- 治療用装具(治療用眼鏡・弾性着衣等は除く)
 - ・医師の意見書及び装着証明書原本
 - ・領収書原本(内訳別の費用額が記載されているもの) (領収書に内訳別の費用額が記載されていない場合は、内訳書・明細書のコピーを添付してください)
 - ・靴型装具の申請の場合は当該装具の写真
- 小児弱視等の治療用眼鏡
 - ・医師の治療用眼鏡等の作成指示書の写し
 - ・検査結果(※作成指示書に記載がない場合)
 - 領収書原本
- 弾性着衣等
 - ・医師が作成した弾性着衣等の装着指示書原本
 - 領収書原本
- 他保険へ無資格期間に係る医療費を返納した場合
 - ・他保険へ返納した金額の領収書原本
 - ・返納した保険で受け取ったレセプトの写し
- やむを得ず自費(国内)で診療を受けた場合
 - ・診療を受けた医療機関のレセプトの写し
 - 領収書原本
- やむを得ず自費(海外)で診療を受けた場合
 - ・診療内容明細書、領収明細書およびその日本語翻訳
 - 領収書原本
 - ・旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
 - ・医師等に照会するときのための同意書

(※それぞれの用紙は、当健康保険組合に備えつけてあります。)